

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	九 戸 村			民 間		
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(A) (円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(B) (円)
全 体	3	57.0	304,500	-	-	-
用務員	2	56.0	303,600	用務員	53.9	227,200
調理員	1	-	-	調理師	42.3	221,400

職員数が1人の職種については、個人が特定されることから給与月額等の公表は差し控えさせていただきます。

「平均給与月額」とは、平成19年4月分として支給すべきものであり、年間の平均支給額を表すものではありません。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成16年～18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の類似職種については、九戸村が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトなどの非正規職員や派遣職員等を含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しないため、単純に比較することはできません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	26歳	31歳	36歳	41歳	46歳	51歳	56歳
	未満	～ 25歳	～ 30歳	～ 35歳	～ 40歳	～ 45歳	～ 50歳	～ 55歳	～ 60歳
全 体								1	2
用務員								1	1
調理員									1

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

支給なし

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給(ただし、平成22年3月31日までは1号給抑制)

2 基本的な考え

技能労務職については、平成17年3月九戸村定員管理適正化計画により、退職不補充としており、現在、新規の採用は行っていない。

給与については、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

3 具体的な取組内容

給料表については、国家公務員行政職(二)表とし、給料表の継ぎ足しを廃止した。特殊勤務手当については、廃止した。

4 その他

技能労務職は退職者不補充であるため、学校用務員・保育園調理員等業務を委託及び臨時職員等で対応しております。

現在、3人在籍している技能労務職については、退職不補充とし、委託・臨時職員等で対応することとします。